

関係団体への意見照会結果について

1 目的

栃木県障害者差別解消推進条例の改正に当たり、事前に改正案に対する関係者の意見を聴くことで有意義な改正となるよう、関係団体への意見照会を実施した。

2 概要

(1) 対象団体

障害者関係団体及び商工団体（全 66 団体）

⇒意見提出団体 26 団体

(2) 意見照会方法

メール及び郵送により照会資料を送付

(3) 意見照会内容

- ・事業者による合理的配慮の提供義務化について
- ・あっせん対象への事業者による合理的配慮の不提供事案の追加について
- ・その他の事項について

(4) 意見照会結果

別紙のとおり

関係団体への意見照会結果について（概要版）

1 合理的配慮について

現行条例では、県民及び事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされているため、法改正を踏まえ、事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へ改正する予定です。

当該改正案について、御意見を記載ください。

- ① 障壁の除去に時間的制約がないと伸ばし伸ばしになってしまう恐れがある。
- ② 事業者に対し、合理的配慮が義務化される事の周知をしていただきたい。
- ③ 小規模事業者は資金的余裕がなく、設備面での合理的配慮が厳しい局面も考えられるので、それに代わる人的な配慮や行政等における相談・支援措置は重要と考える。
- ④ 合理的配慮が努力義務から義務へ変わるとどのようになるのか具体的な例を含めて分かりやすく説明して欲しい。
- ⑤ 相談対応をしていて、合理的配慮の用語自体まだまだ理解されていない状況がある。
- ⑥ 一回行くお店と何年か通う学校や会社とでは必要になる合理的配慮は異なる。事業者の分野ごとに特徴的な「差別」や「合理的配慮」のイメージを明確にもってもらい、柔軟かつ建設的な対話を行うためにも、事業者側への助言や障害の特性を説明するなどの対策が必要ではないか。
- ⑦ 合理的配慮を捉えることは難しい。「障害者の差別の解消に向けた理解促進ポータルサイト」（内閣府）などを見てもどこまでやらなければならないのか、よく分からず、白黒つかないグレーな感じ。今後、事業者に拡大した後は更なる情報収集とその整理、提供が重要と思う。
- ⑧ 実施に伴う負担の軽重は誰がどのように判断するのかによって、骨抜きの記事になってしまうのではないか。
- ⑨ この改正について、積極的に周知啓蒙を行っていただくことを期待する。一方で、過剰な対応を迫られるのではないかと不安からネガティブな反応を示す事業者もいると思うので、具体的な対応準備等の支援体制の整備も併せて進めていただきたい。
- ⑩ 学校の授業の中において条例の周知に取り組んでもらいたい。生徒から家族への周知にも繋がる。
- ⑪ 改正に際しては、中小企業・小規模事業者に対する事前の情報提供、十分な周知・啓発を行っていただきたい。
- ⑫ 教育現場において、合理的配慮の趣旨がまだまだ浸透していないように思う。共生社会実現のためにも、合理的配慮の趣旨の効果的な周知・啓発に取り組んでいただきたい。

2 あっせんについて

現行条例では、事業者から不当な差別的取扱いがあった場合で、相談では解決されない場合に、県に対し解決のために必要なあっせんを求めることができます（合理的配慮の不提供事案はあっせん対象外）。

法改正の趣旨を踏まえ、実効性確保の観点から、あっせん対象に合理的配慮の不提供を追加する改正を行う予定です。

当該改正案について、御意見を記載ください。

- ① 解決後に定期的な調査によって不利益が生じていないかの双方への確認が必要。
- ② どこまでが合理的配慮の範囲となるのかなど分かりにくいので事例などから納得感のある目安（基準）などを作成していただきたい。
- ③ あっせん対象となる合理的配慮の不提供の範囲や相談の手続きについて、分かりやすく説明して欲しい。
- ④ 該当する事項があった時には有難いが、業者と行政あるいは当事者の関係を思うと（金銭も絡

んでくると思うので) 実際には利用しにくいと思う。

- ⑤ 合理的配慮の問題に対し、提示する窓口の明確化を具体的に周知していただきたい。
- ⑥ 障害の特性により（特に高次脳機能障害者は）自分の伝えたいことをうまくまとめられなかったり、正しく理解することが難しい場合がある。差別を受け相談したが、説明が難しくよく分からないまま（障害者が納得しないまま）終わらないように、伝え方を工夫したり、仕組みが複雑で障害者が相談することをあきらめてしまわないように、わかりやすい文言、仕組み等、工夫を重ねていただきたい。

3 その他

条例全般に関すること等について、御意見を記載ください。

- ① 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例、反しないと考えられる例に続き、建設的対話の具体例を入れると解決への方向性が見えると思う。また県民、事業者への啓発にも期待する。
- ② 県内の社会的障壁の現状を知ることが必要なので、定期的に調査、報告をしていただきたい。
- ③ 条例は定めても一般の人、当事者にもなかなか理解が進まないので周知、啓発をしてほしい。
- ④ 合理的配慮の内容について事例等をまとめて頂き一般の人にもわかりやすくしてほしい。
- ⑤ あっせんを依頼する時の相談窓口なども明確にして周知をしていただきたい。
- ⑥ 条例を実効性あるものとするためには、事業者の代表者のみならず全ての雇用者にも条例の趣旨を理解してもらえよう徹底する必要がある。
- ⑦ 既に栃木県障害者差別対応指針や障害者差別解消法等のパンフレットが発行されてるが、多くの県民及び事業者に対して、条例の内容等について改めて周知方法の検討をお願いしたい。
- ⑧ 用語や手続きが分かりにくいので、知的障害や発達障害のある人が見ても分かりやすい資料（図やイラストなど多く取り入れて）を作成して欲しい。
- ⑨ こうした変革が、これまで学校現場等の末端に十分行きわたっていない、または意識されていないのが現状と思われる。せっきくの取組が生かされるよう、その点に配慮いただきたい。
- ⑩ 条例が多くの事業者や多くの方に伝わるよう広報をしていただきたい。
- ⑪ 改正があった事を全県民に知らせるための方策は考えているか。
- ⑫ 事業者の配慮と併せて当事者の努力も重要なこととする自覚を促してほしい。
- ⑬ 法改正を関係各所へ知らせていく際には、改正に至った経緯や栃木県が抱える課題も加えて説明するなどの工夫をすることで、法改正によるより一層の効果が期待できるのではないか。
- ⑭ 条例を整えていくことは大切なことですが、共生社会実現のためには、小さい頃からの教育が大切だと感じる。すぐに結果が出ないことだからこそ、時間をかけ、さまざまな障害者への理解が深まるような教育にも力を入れていくべきと考える。
- ⑮ 当事者と関係者にうまく周知できるよう工夫をしてほしい。
- ⑯ 合理的配慮は、多様かつ個別性が高いことに加え、対象となる場面も様々な分野に及ぶ。また、精神障害や内部障害は外見からは判断できない要素も多く、対話についても、病状や障害の程度によっては困難な場合も少なくない等、障害の特性も様々である。こうした状況や背景を鑑み、条例改正（法改正）を実効性あるものにするには、以下の観点が欠かせず、また課題でもあると考える。
 - ・行政の苦情受付担当者等の関係行政職並びにあっせんにあたる者については、今以上に障害者の障害の特性に対する周知・理解が求められること。
 - ・条例改正（法改正）にあたり、事業者に改正内容を理解・浸透させる努力が求められることは勿論のこと、行政は県民並びに障害者及びその家族等の当事者に対しても、改正内容の理解・周知を十分に深めるための手立てを講じること。

- ・上記のとおり、多様かつ個別性が高く、抽象的かつ主観的な内容であり、対象となる場面や障害特性も様々であることを十分に踏まえ、行政は国を始めとする関係機関と連携し、「合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例」「具体的なあつせん対応事例と判断の根拠等」について、事業者を始めとする関係者に随時開示し、理解促進に努めること。
- ⑰ 合理的配慮が義務化されても罰則はないため、努力義務とされてきた民間事業者にとっては、改正されてもあまり実感がわかないように感じる。国民全体で差別は禁止という意識がもてるように、広くPRする必要があると思う。当事者・関係者のみが改正について知っている程度ではなく、広く周知が必要。
- ⑱ 合理的配慮の提供を可能とする対処への助成制度は検討しているか。
- ⑲ 差別や合理的配慮の不提供に当たる（もしくは、当たる可能性があり事業者は正当な理由を説明する必要のある事例）などを具体的に県民や事業者に、分かりやすく示すことが大切。条例改正にあたり、積極的な情報発信をしていただきたい。
- ⑳ 各市町に建設的対話についての研修会、ワークショップを行ってほしい。建設的な対話にならず、難しいということが終わってしまうことが多い。担当職員のやる気があるかないかで、相当変わってしまうように思う。
- ㉑ 栃木県としての相談件数や良い事例等をHPへ随時更新して欲しい。